



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

385	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
386	肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課).....	1
387	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	1
388	保安林の指定の解除	(").....	2
389	保安林予定森林	(").....	2
390	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
391	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	3
392	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	3
393	〃	(").....	4
394	〃	(").....	5

告 示

和歌山県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800442	袖伎ケアサービス	岩出市溝川292-1	居宅介護 重度訪問介護	合同会社袖伎	和歌山市田尻36番地8	令和元.8.31

和歌山県告示第386号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第787号	加工家きんふん肥料	豊作宣言	窒素全量2.5 りん酸全量2.5 加里全量1.0	公定規格のとおり	日東化工サービス株式会社 大阪府東大阪市衣摺六丁目4番37号	令和元.7.26

和歌山県告示第387号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字荒堀167の3、167の4、167の7、170の4、171の2、171の4、174の2、178の10、178の11、宇山廻191の2、210の16、宇下垣内271の4、276の2、276の3、277の2、277の3、288の2、288の3、291の2、291の3、宇林300、304の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字宮ノ尾1235（次の図に示す部分に限る。）、1236の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第389号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷914の34・914の68・914の70（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第390号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第391号

令和元年和歌山県告示第312号(以下「告示第312号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を串本町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
芝地良壽
坂畑傳右衛門
垣本正美
佐藤得四郎
水口明
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第312号のとおり

和歌山県告示第392号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
無縁寺谷川(4-204-1-063)、法正寺東谷川(4-204-1-064-1)、法正寺東谷川(4-204-1-064-2)、法正寺谷川(4-204-1-065)、浄妙寺谷川(4-204-1-066-1)、浄妙寺谷川(4-204-1-066-2)、桜ヶ丘谷川(4-204-1-067-1)、桜ヶ丘谷川(4-204-1-067-2)、中御堂谷川(4-204-1-068)、男浦東谷川(4-204-1-075)、男浦中谷川(4-204-1-076)、男浦西谷川(4-204-1-077)、逢井谷川(4-204-1-079)、逢井東谷川(4-204-1-080)、港町(I-691)、港町(101)(II-40518)、古江見・古江見(2)・妙見(I-723)、国尾・西浄妙寺(I-724)、西浄妙寺(I-725)、逢井(1)(I-727)、

逢井西 (I-728)、辰ヶ浜丸山 (I-732)、辰ヶ浜 (I-733)、男浦・男浦・男浦 (1)・辰ヶ浜 (I-734)、女浦・女ノ浦 (I-735)、矢櫃西・矢櫃東 (I-736)、辰ヶ浜稲荷 (I-739)、矢櫃東 (2) (I-3705)、宮崎矢櫃 (I-3714)、宮崎東国尾 (II-3024)、宮崎辰ヶ浜 (III-1506)、宮崎町 (101) (II-40519)、宮崎町 (102) (II-40520)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

田鶴谷川 (4-204-1-074)、女の浦谷川 (4-204-1-078)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第393号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

中谷川 (3-341-1-012)、中谷川左支溪 (3-341-1-013)、桧谷川左支溪 (3-341-1-014)、桧谷川右支溪 (3-341-1-015)、中谷川左支溪 (3-341-2-018)、年本谷川 (3-341-2-020)、桧谷川右支溪 (3-341-2-021)、中井谷川 (3-341-2-022)、桧谷川左支溪 (3-341-3-018)、柏木 (I-114)、柏木西柏木1 (II-471)、柏木西柏木2 (II-472)、柏木西柏木3 (II-473)、柏木西柏木4 (II-474)、柏木西柏木5 (II-475)、柏木西柏木6 (II-476)、柏木西柏木8 (II-478)、柏木西柏木9 (II-479)、柏木西柏木10 (II-480)、柏木西柏木12 (II-482)、柏木西柏木13 (II-483)、柏木西柏木14 (II-484)、柏木西柏木15 (II-485)、大谷3 (II-486)、柏木東柏木1 (II-487)、柏木東柏木4 (II-490)、柏木東柏木5 (II-491)、柏木東柏木6 (II-492)、柏木東柏木7 (II-493)、柏木東柏木8 (II-494)、柏木東柏木9 (II-495)、柏木西柏木16 (II-496)、柏木東柏木10 (II-497)、柏木西柏木19 (III-167)、大谷6 (III-169)、柏木東柏木11 (III-177)、柏木 (102) (II-10379)、柏木 (103) (II-10380)、柏木 (104) (II-10381)、柏木 (105) (II-10382)、柏木 (106) (II-10383)、柏木 (107) (II-10384)、柏木 (109) (II-10386)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第394号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西神の川右支溪(5-390-1-035)、明神川左支溪(5-390-2-033-1)、明神川左支溪(5-390-2-033-2)、明神川右支溪(5-390-2-034)、明神川右支溪(5-390-2-035)、明神川右支溪(5-390-2-036)、明神川右支溪(5-390-2-037)、明神川右支溪(5-390-2-038-1)、明神川右支溪(5-390-2-038-2)、西神の川右支溪(5-390-2-110)、西神の川左支溪(5-390-2-111)、切目川左支溪(5-390-1-043)、切目川左支溪(5-390-1-044)、切目川左支溪(5-390-2-129)、切目川左支溪(5-390-2-130)、切目川左支溪(5-390-2-132)、切目川左支溪(5-390-2-133)、島田1(5-390-1-056)、島田2(5-390-1-057)、島田3(5-390-1-058-1)、島田4(5-390-1-058-2)、王子川左支溪(5-390-2-013-1)、王子川左支溪(5-390-2-013-2)、王子川左支溪(5-390-2-013-3)、王子川左支溪(5-390-2-016)、印南川右支溪(5-390-2-028)、切目川左支溪(5-390-2-163)、切目川左支溪(5-390-2-164)、切目川左支溪(5-390-2-165-1)、切目川左支溪(5-390-2-165-2)、切目川左支溪(5-390-2-166)、島田5(5-390-2-167)、島田6(5-390-2-170)、島田7(5-390-2-172)、島田8(5-390-2-173)、島田9(5-390-2-174)、切目川左支溪(5-390-2-904)、切目川左支溪(5-390-2-905)、西神ノ川1(I-1224)、西神ノ川2(I-1225)、西神ノ川3(I-1226)、西神ノ川芝垣内(I-4090)、西神ノ川5(II-5010)、西神ノ川7(II-5016)、西神ノ川4(II-5022)、立石1(II-5029)、立石2(II-5030)、立石3(II-5031)、立石4(II-5033)、立石5(II-5034)、立石6(II-5035)、立石7(II-5038)、立石8(II-5039)、立石立花(II-5040)、立石9(II-5216)、立石10(II-5217)、立石11(II-5218)、立石(101)(I-50233)、立石(102)(II-50551)、立石(103)(II-50552)、立石(104)(II-50553)、立石(105)(II-50554)、立石(106)(II-50555)、西神ノ川(101)(II-50556)、丹生1(I-4094)、丹生2(I-4096)、丹生(101)(I-50227)、小原2(II-5027)、小原3(II-5036)、上小原(II-5037)、小原4(II-5041)、小原5(II-5043)、小原間野1(II-5045)、小原6(II-5047)、丹生3(II-5052)、丹生4(II-5069)、小原(101)(II-50520)、小原(102)(II-50521)、小原(103)(II-50522)、小原(104)(II-50523)、丹生(102)(II-50524)、丹生(103)(II-50525)、南谷(101)(I-50236)、南谷造木(II-5094)、南谷(102)(II-50573)、南谷(103)(II-50574)、南谷(104)(II-50575)、南谷(105)(II-50576)、南谷(106)(II-50577)、南谷(107)(II-50578)、南谷(108)(II-50579)、南谷(110)(II-50581)、明神川11(III-2752)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

明神川左支溪(5-390-1-012)、明神川左支溪(5-390-2-032)、名杭川(5-390-1-053)、南谷(109)(II-50580)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)